

火力発電所における定期事業者検査期間の延長について

平成29年7月6日
北陸電力株式会社

当社は、敦賀火力発電所2号機(定格出力:70万kW)および七尾大田火力発電所2号機(定格出力:70万kW)で実施しております定期事業者検査について、下記の通り検査期間を延長することといたしました。

なお、当面の需給状況については、一定の予備力は確保できる見通しではありますが、更なる電源トラブルや需要増など不確定要素を考慮すると、厳しい需給状況となることから、状況に応じて卸電力取引所の活用など更なる供給力の確保に努め、電力の安定供給に万全を期してまいります。

1. 敦賀火力発電所2号機(福井県敦賀市泉)

検査期間:(当初)平成29年3月12日～7月9日(120日間)

(変更後)平成29年3月12日～7月12日(123日間)

延長理由:ボイラーの管内面のスケール[※]付着に伴う追加点検のため。

※ボイラーの管内面に付着した不純物(主に鉄酸化物)

2. 七尾大田火力発電所2号機(石川県七尾市大田町)

検査期間:(当初)平成29年4月1日～7月9日(100日間)

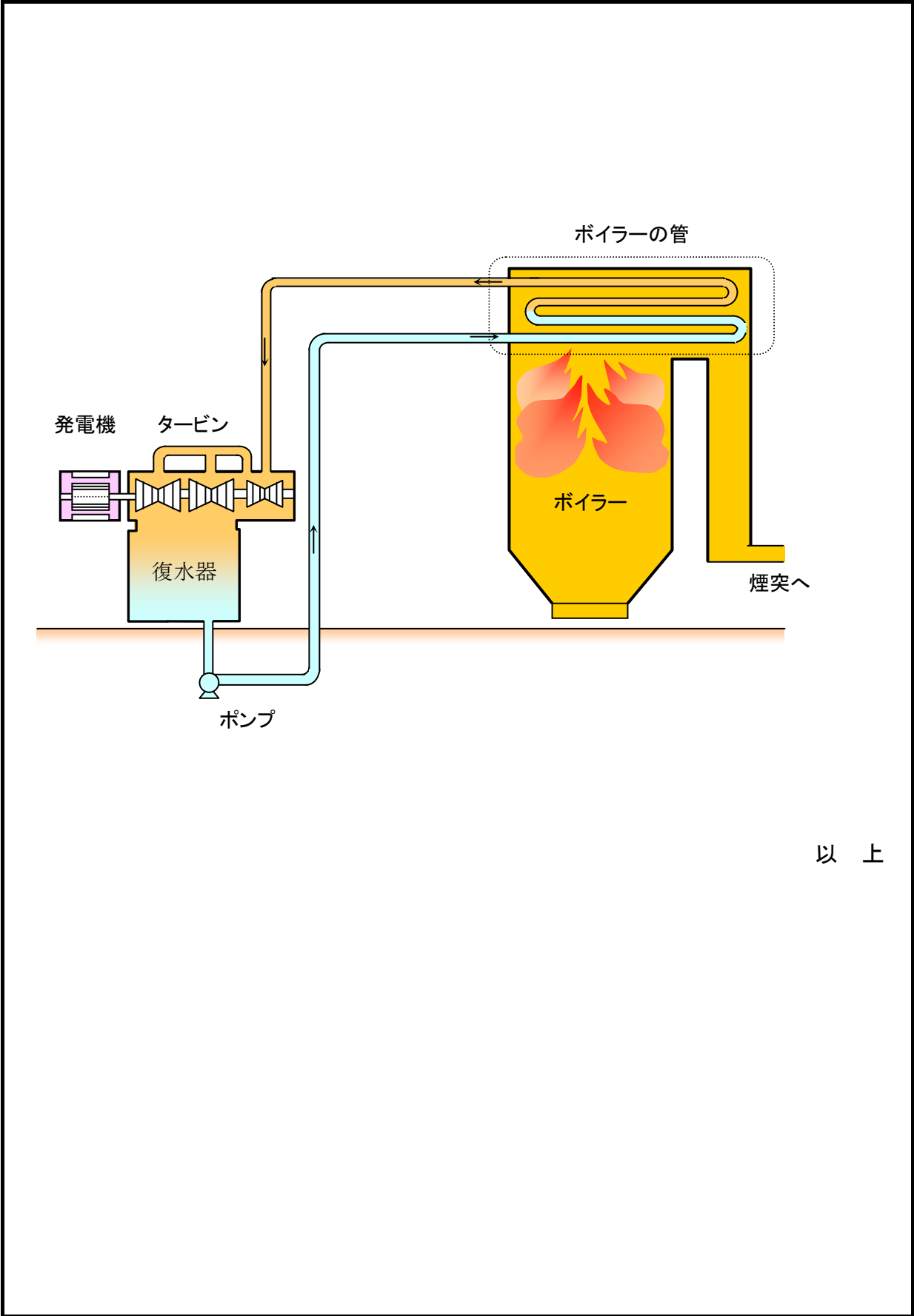
(変更後)平成29年4月1日～未定

延長理由:定期事業者検査試運転中にボイラーの管の一部に損傷を確認し、補修を実施するため。なお、現在詳細な損傷状況確認中につき、定期事業者検査終了見込みは未定。

以上

別紙:ボイラー概要図

【ボイラー概要図】



以上